

杉並区

パートナーシップ制度利用の手引



杉並区

～目次～

1 制度を利用する方	1
2 手続きの流れ	2
3 届出に必要な書類.....	3
4 交付書類	5
5 受理証等の再交付・記載事項の変更・返還について	7
6 Q&A.....	8

杉並区パートナーシップ制度とは

区では、「杉並区性の多様性が尊重される地域社会を実現するための取組の推進に関する条例」を施行し、条例に基づく取組として、杉並区パートナーシップ制度を実施しています。

パートナーシップ関係(※)にある、性的マイノリティのカップルの生活上の不便を軽減するため、パートナーシップの届出を受理したカップルに対し、パートナーシップ届受理証等を交付します。

※パートナーシップ関係

双方又はいずれか一方が性的指向が異性に限らない者又は性自認が出生時に判定された性別と一致しない者であり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、継続的に協力し合い、共同生活を営むことを約した2者間の関係をいう。

お問い合わせ先

杉並区区民生活部管理課男女共同犯罪被害者支援係

所在地 杉並区阿佐谷南 1-15-1

電話 03-5307-0326

(月～金曜 8時30分～17時 [祝日・年末年始を除く])

メール danjo-t@city.suginami.lg.jp

ホームページ <https://www.city.suginami.tokyo.jp/s017/1250.html>

1 制度を利用する方

杉並区パートナーシップ制度は、双方、又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、継続的に協力し合い、共同生活を営むことを約したカップルが利用できる制度です。

制度の利用にあたっては、以下の要件を全て満たしていることが必要です。

- (1) 成年（18歳以上）に達していること
- (2) 結婚していないこと及び届出者以外の方とパートナーシップ関係ないこと
- (3) 近親者（直系血族又は三親等内の傍系血族若しくは直系姻族の関係のこと）でないこと。
- (4) 杉並区民であること。（3カ月以内に転入予定の方を含む）



2 手続きの流れ

(1)要件・必要書類の確認

制度の利用要件（1ページ）及び届出に必要な書類（3ページ）をご確認ください。

(2)手続きの事前予約

届出等の手続きには事前予約が必要です。

予約はオンラインフォームまたは電話にて受け付けています。

事前予約の受付期間は、届出希望日の2か月前から7日前までです。

なお、届出可能日時は月～金曜日（祝日・年末年始を除く）の9時～17時までとなります。

オンラインフォームでの予約

第1希望から第3希望までの届出希望日時をご入力ください。

入力いただいた後、1週間以内を目安に来庁日時を調整し、メールでご連絡いたします。

オンラインフォームは以下のURLまたは二次元コードからアクセスしてください。

【URL】

<https://logoform.jp/form/Y4gR/1333250>

【二次元コード】



電話での予約

03-5307-0326（受付時間：月～金曜 8時30分～17時〔祝日・年末年始を除く〕）

(3)届出

事前予約をした日時に、必要書類をお持ちのうえ、男女共同・犯罪被害者支援係の窓口（杉並区阿佐谷南1-15-1 西棟7階）へお二人でお越しください。

手続きは、プライバシーに配慮した個室で行います。

(4)パートナーシップ届受理証等の交付

書類の確認後、原則として当日に受理証を交付します。

書類の確認から受理証の交付まで、30分～1時間程度お時間をいただきます。

なお、書類に不備等がある場合は、即日発行できないことがあります。

※杉並区に転入予定の方には、転入予定者受理証を交付します。転入予定者受理証を交付後、3カ月以内に、杉並区在住を証明する住民票をご提出いただくことで、転入予定者受理証と引き換えに、受理証を交付します。

3 届出に必要な書類

パートナーシップの届出には、以下（1）～（5）の書類をご提出いただく必要があります。また、届出内容によっては、これら以外に追加書類が必要となる場合があります。（詳細は4ページ参照）

なお、（1）及び（2）の届出様式については、届出日当日に窓口で記入することも、区ホームページから事前にダウンロードして記入することも可能です。事前に記入してお持ちいただくと、手続きがスムーズになります。

【必要書類】

（1）パートナーシップ届（第1号様式）

（2）パートナーシップ届出要件確認書（第2号様式）

（3）住民票の写し※

- ・届出日以前3ヵ月以内に交付されたものに限ります。
- ・同一世帯の場合は、1通で構いません。（世帯主との続柄を記載してください）
- ・本籍地の記載は不要です。
- ・住民票コード、個人番号（マイナンバー）は省略してください。

※杉並区に転入予定の場合は、住民票の写しに代えて、転出証明書や賃貸借契約書の写しなど、その事実を確認できる書類を提出してください。

（4）現に婚姻をしていないことが確認できる書類（戸籍謄抄本、独身証明書等）

- ・届出日以前3ヵ月以内に交付されたものに限ります。
- ・外国籍の方は、婚姻要件具備証明書又は独身証明書とその日本語訳
(海外で同じパートナーと結婚をされている方は、結婚証明書とその日本語訳)

（5）本人確認書類

- ・顔写真付きの書類の場合は1点、顔写真なしの場合は2点提示してください。

顔写真付き（例）	顔写真なし（例）
<ul style="list-style-type: none">・個人番号カード・運転免許証・パスポート・在留カード・その他官公署が発行した免許証、許可証等	<ul style="list-style-type: none">・健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険の被保険者証・年金手帳、年金証書・その他

【届出内容により必要となる書類】

◆通称名の記載を希望する場合

- ・日常生活において当該通称名の使用が確認できる書類
(通称名が記載された健康保険証や顔写真付きの社員証等)

◆生計を一にする子の記載を希望する場合

- ・子の記載に関する届出書（第5号様式）
- ・「世帯主との続柄」を記載した住民票の写し等、双方又は一方の子であり、生計を一にしている未成年であることが確認できる書類（届出日以前3ヵ月以内に交付されたものに限ります）

◆パートナーシップ届受理証カードの交付を希望する場合

- ・パートナーシップ届受理証カード交付申請書（第6号様式）

◆公正証書等受理証の交付を希望する場合

- ・パートナーシップ公正証書等受理証交付申請書（第9号様式）
- ・互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、継続的に協力し合うことについて合意した旨を明記した公正証書の正本又は公証人の認証を受けた私署証書の原本
(外国語で記載されたものを除く。)

4 交付書類

パートナーシップ届が受理された場合、以下の書類を交付します

(1) パートナーシップ届受理証

パートナーシップ届が受理されたことを証明する書類です。
お二人に一部交付します。

【受理証イメージ】



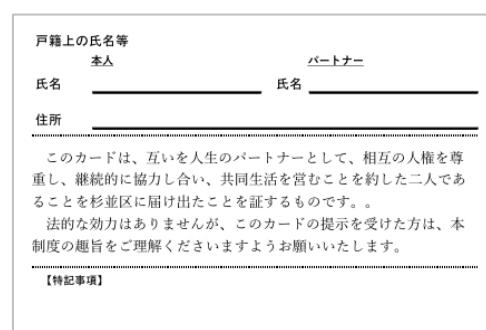
(2) パートナーシップ届受理証カード (有料：1通 350円)

パートナーシップ届が受理されたことを証明する携帯用カードです。
交付を希望する場合は、別途申請書の提出が必要です。(詳細は4ページ参照)

【受理証カードイメージ】



(表面)

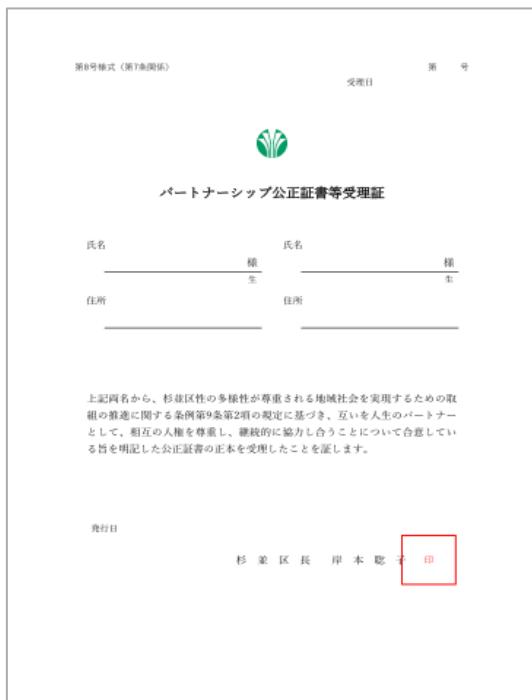


(裏面)

(3) 公正証書等受理証

パートナーシップ届の届出者同士で公正証書を交わしている方に対し、ご希望に応じて交付するものです。交付を希望する場合は、別途書類の提出が必要です。(詳細は4ページ参照)

【公正証書等受理証イメージ】



5 受理証等の再交付・記載事項の変更・返還について

事前予約（2ページ参照）のうえ、以下の必要書類をお持ちください。

（1）受理証等の再交付

受理証等の亡失や破損等により再交付を希望する場合は、再交付申請を受け付け、新たな受理証等を交付します。

（2）届出事項の変更

氏名、住所等の届出事項に変更があった場合、受理証等の記載事項を変更します。

（3）受理証等の返還

パートナーシップ関係の解消や、パートナーの双方または一方が区外へ転出するなど、制度の対象要件を満たさなくなった場合は、受理証等を返還していただきます。

なお、返還された受理証は、希望に応じて穿孔処理により無効化した形で返却します。

【必要書類】

（1）再交付	・パートナーシップ届受理証等再交付申請書（第11号様式）
（2）届出事項の変更	・届出等事項変更届（第10号様式） ・変更があったことを証明できる書類
（3）返還	・パートナーシップ届受理証等返還届（第12号様式）



本人確認書類（3ページ参照）、交付済みのパートナーシップ届受理証等

6 Q & A

Q1：パートナーシップ制度の目的はなんですか？

A1：性の多様性が尊重される地域社会の実現に資する取組の一環として、パートナーシップ関係にある2人の生活上の不便を軽減するために、パートナーシップ制度を創設・運用を行うものです。

Q2：パートナーシップ制度と婚姻は何が違うのですか？

A2：婚姻は法律に基づく制度であり、財産上の権利や扶養義務など、法律上の権利・義務が発生します。杉並区のパートナーシップ制度は、「杉並区性の多様性が尊重される地域社会を実現するための取組の推進に関する条例」に基づき実施する制度であるため、法律上の権利・義務は発生しませんが、可能な範囲で性的マイノリティのカップルに配偶者と同等のサービスを提供するものです。

Q3：制度を利用するのに費用はかかりますか

A3：パートナーシップ届受理証、公正証書等受理証の交付は無料です。希望に応じて交付するパートナーシップ届受理証カードは手数料（1通 350 円）がかかります。また、届出に必要な書類の交付手数料などは自己負担となります。

Q4：杉並区民でないと制度を利用できませんか。

A4：双方が区内に住所を有することを前提としています。また、3カ月以内に区に転入予定の場合、転入前に届出を行うことができます。その場合、転入予定の方には、転入予定者受理証を交付しますので、杉並区に住民票を移した後に、男女共同・犯罪被害者支援係へ住民票の写しをご持参ください。確認後、受理証を交付します。

Q5：パートナーと同居していないと届出できませんか？

A5：必ずしも同居している必要はありませんが、「互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、継続的に協力し合い、共同生活を営むことを約した二人」であることが必要です。

Q6：受理証は即日交付されますか？

A6：書類等に不備がなく、要件に満たしていると認められる場合は、原則、即日交付します。なお、内容確認のため1時間程度の時間を要しますので、ご了承ください。

Q7：代理人や郵送での届出を行うことはできますか。

A7：届出者の本人確認とお二人の意思確認をする必要があるため、代理人や郵送ではなく、お二人そろって窓口へお越しください。ただし、受理証の再交付、記載事項の変更や返還はお一人でも結構です。

Q8：届出の際にはプライバシーは守られますか？

A8：届出は事前予約制とし、プライバシーに配慮し個室で行います。

Q9：外国籍でもパートナーシップ制度を利用できますか？

A9：外国籍の方も対象者の要件に合致すれば、パートナーシップ制度を利用することができます。

Q10：通称名の記載はできますか？

A10：日常的に通称を使用していることが確認できる場合には、受理証等に通称名を使用することが可能です。その場合には、受理証等に戸籍名を併記いたします。

Q11：養子縁組をしていますが、届出できますか？

A11：パートナーシップ関係に基づく養子縁組の場合は、届出可能です。

Q12：パートナーシップ届受理証を提示すると、どのようなサービスが受けられますか？

A12：日常生活のさまざまな場面で手続きが円滑になるほか、公営住宅の入居等、新たなサービスが受けられるようになります。利用できる行政サービスについては、区ホームページ(以下URL)に掲載しています。

<https://www.city.suginami.tokyo.jp/documents/1250/071001list.pdf>

杉並区パートナーシップ制度利用の手引き（第2版）

令和7年12月発行

杉並区区民生活部管理課男女共同・犯罪被害者支援係

〒166-8570 杉並区阿佐谷南一丁目15番1号

TEL (03) 3312-2111（代表）